

## <学校施設使用許可の流れ>

校舎、体育館、クラブハウス、グラウンド及びその他付属施設

平成 29 年 5 月 1 日より、下記 1、2 による使用については、以下の流れにより使用許可するものとする。

- 1 学校体育施設開故事業登録団体が事業日時以外に施設を使用しようとする場合
- 2 学校体育施設開故事業登録団体以外の団体・個人が施設を使用しようとする場合

- ①使用願提出 使用団体等は、使用日の 4 日前までに学校長を経て、教育委員会へ提出する。申請できる期間は提出日から 3 ヶ月以内の使用に限る。3 ヶ月を超えた使用願については、受理しない。ただし、仮予約は可とするが、重複した場合は、団体間で調整するものとする。
- ②学校長副申 学校長は、使用願の内容が、教育上支障がないと認める場合は、その旨を副申したうえで、使用願を教育委員会へ送付する。
- ③許可書交付 教育委員会は、使用願の可否を決定し、適当と認める場合は、遅くとも使用日の 2 日前までに許可書を学校へ送付し、学校は、使用団体等に連絡のうえ、送付された許可書を交付する。
- ④鍵貸与 学校は、許可書を交付する際に、鍵を貸与するとともに、使用日誌を渡す。
- ⑤鍵返却 使用団体等は、使用後、使用日誌を記入し、鍵と併せて返却する。  
(使用日が学校の休業日にあたる等、使用後直ぐに返却できない場合は、翌開校日に速やかに返却する。)  
※学校によっては、郵便ポストへの返却を可とする場合もある。
- ⑥権限の委任 教育委員会は、学校施設の使用が別表 1 に定める団体等による場合は、その許可の権限を学校長へ委任する。その際、許可書の発行を省略することができる。

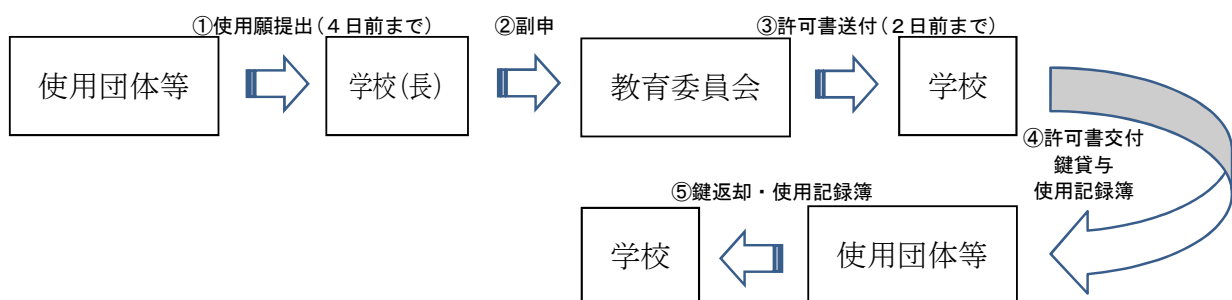
別表 1

使用団体等
(1) 当該校の児童・生徒が所属するスポーツ少年団
(2) 当該校を使用する学校体育施設開故事業登録団体
(3) 当該校の P T A
(4) その他教育委員会が認める団体等

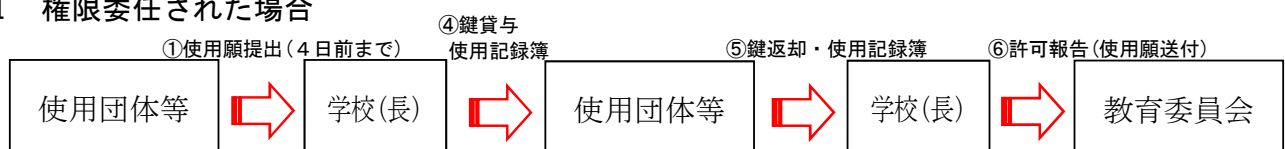
### 【使用願提出にあたっての注意事項】

- (1) 大会を除き、雨天時用の仮押さえとしての使用は、許可しない。
- (2) 許可した日時に事前連絡無く、使用されないことがあった場合、今後の使用を許可しない場合もある。
- (3) 4 日前までの申請を基本とするが、空きがある場合は、当日でも可とする。  
(ただし、上記⑥の場合に限る)

### I 通常の場合



### II 権限委任された場合



◆学校体育施設開放事業による開放時間帯◆

	16	17	18	19	20	21	
月曜日							
火曜日							
水曜日							
木曜日							
金曜日							
土曜日							
日曜日							

※月曜日から土曜日の上記時間帯（18:00～21:30）は、学校体育施設開放事業の事業日時です。